



# 金沢市公報

第2577号

平成20年(2008年)2月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○地縁による団体の告示された事項の変更に いて (市民参画課)	1
○平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の 規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定 めたことについて)の一部改正について (市営住宅課)	1
● 公 告	
○金沢市森林整備計画の変更案の縦覧について (森林再生課)	2
○ふるさと石川の環境を守り育てる条例(平成 16年石川県条例第16号)による環境影響評価 書等の縦覧について (施設管理課)	2
○浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境保全課)	3
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更に て ( )	3
○都市計画法の規定に基づく都市計画の決定に ついて (都市計画課)	3
○都市計画法の規定に基づく都市計画の変更に ついて ( )	3

○金沢市農用地利用集積計画を定めたこと いて (農業委員会事務局)	4
● 教育委員会告示	
○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定 文化財の指定及びその保持者又は保持団体の 認定について)の一部改正について (文化財保護課)	4
● 監査公表	
○監査公表(第1号) (監査事務局)	4
● 公営企業告示	
○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課)	6
○下水道法の規定に基づく事業計画の変更に いて ( )	7
● 公営企業公告	
○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課)	7
○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事 業の廃止について ( )	8
○下水道排水設備工事事業者の指定について ( )	8

## 告 示

### ●金沢市告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年2月1日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
中屋町会	代表者の氏名 及び住所	中西 利夫 金沢市中屋町86街区6番地	中川 悟司 金沢市中屋町東140番地	平成20年1月1日
二俣町会	代表者の氏名 及び住所	亀井 孝二 金沢市二俣町い16番地	塚本 孝雄 金沢市二俣町こ24番地	平成20年1月1日

### ●金沢市告示第18号

平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて)の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から適用します。

平成20年2月1日

金沢市長 山 出 保

第1項の表緑住宅の項中「1,088戸」を「1,078戸」に、「160戸」を「170戸」に改める。

## 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項及び第3項の規定により金沢市森林整備計画を変更したいので、同条第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該金沢市森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、当該金沢市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、金沢市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成20年2月1日

金沢市長 山 出 保

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
金沢市産業局農林部 森林再生課	平成20年2月1日から同年3月1日まで	午前9時から午後6時まで

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号）第218条第2項の規定により金沢市西部クリーンセンター新工場建設事業に係る環境影響評価書を作成したので、同条例第219条の規定により次のとおり公告し、当該環境影響評価書及びこれを要約した書類を公衆の縦覧に供します。

平成20年2月1日

金沢市長 山 出 保

1 事業者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称 金沢市
- (2) 住所 金沢市広坂1丁目1番1号
- (3) 代表者の氏名 金沢市長 山出 保

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 金沢市西部クリーンセンター新工場建設事業
- (2) 種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置
- (3) 規模 焼却処理能力 340トン／日

3 対象事業実施区域

金沢市東力町口22番地ほか

4 関係地域の範囲

金沢市米泉10丁目、新神田4丁目、新神田5丁目、糸田1丁目、糸田2丁目、間明町、間明町1丁目、間明町2丁目、進和町、高島町、高島1丁目、高島2丁目、米丸町、入江2丁目、入江3丁目、東力町、東力1丁目、東力2丁目、東力3丁目、東力4丁目、玉銚町、玉銚3丁目、玉銚5丁目、保古町、保古1丁目、保古2丁目、保古3丁目、古府町、黒田1丁目、黒田2丁目、西金沢新町、西金沢3丁目、西金沢4丁目、西金沢5丁目、八日市出町、古府1丁目及び古府2丁目の地域

5 評価書等の縦覧の期間、時間及び場所

- (1) 期間 平成20年2月1日から同月29日まで

ただし、(3)の縦覧の場所のうち、金沢市玉川図書館においては月曜日（平成20年2月11日を除く。）を除き、金沢市泉野図書館においては火曜日を除き、その他の縦覧の場所においては土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。

- (2) 時間 午前9時から午後5時まで

ただし、(3)の縦覧の場所のうち、金沢市玉川図書館及び金沢市泉野図書館においては、平日は午前10時から午後7時まで、土曜日、日曜日及び休日は午前10時から午後5時まで

- (3) 場所 石川県環境部環境政策課 (金沢市鞍月1丁目1番地 県庁舎7階)  
 金沢市環境局環境総務課 (金沢市広坂1丁目1番1号 市庁舎4階)  
 金沢市環境局施設管理課 (金沢市東力町ハ284番地 西部クリーンセンター2階)  
 金沢市環境局環境保全課 (金沢市西念3丁目4番25号 保健所4階)  
 金沢市玉川図書館 (金沢市玉川町2番20号)  
 金沢市泉野図書館 (金沢市泉野町4丁目22番22号)

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成20年2月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
44	株式会社クエストエンジニア	金沢市駅西本町3丁目7番1号	平成20年2月6日

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成20年2月1日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
2	アムズ株式会社	金沢市西泉3丁目92番地	平成20年1月9日
13	金沢環境管理株式会社	金沢市増泉3丁目17番1号	平成20年1月11日
44	株式会社クエストエンジニア	金沢市駅西本町3丁目7番1号	平成20年1月11日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成20年1月22日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成20年2月1日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画 地区計画	金沢市田上町、田上本町及び銚子町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成20年2月1日から 同月15日まで	太 陽 が 丘 東 部 地 区 地 区 計 画

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成20年2月1日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備考
金沢都市計画 用途地域	金沢市田上町、田上本町及び銚子町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成20年2月1日から 同月15日まで	太陽ヶ丘地区

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成20年2月1日

金沢市長 山 出 保

## 教育委員会告示

### ●金沢市教育委員会告示第1号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成20年2月1日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

表中

彫刻	むぎくいじし 麦喰獅子	1面	金沢市花園八幡町 波自加弥神社	指定昭和42年11月3日
建造物	てんとくいんざんもん 天徳院山門	1棟	金沢市小立野4丁目4番4号 天徳院	指定昭和45年11月3日

を

彫刻	むぎくいじし 麦喰獅子	1面	金沢市花園八幡町 波自加弥神社	指定昭和42年11月3日
----	----------------	----	--------------------	--------------

に

建造物	せいれいびょういんせいどう 聖霊病院聖堂	1棟	金沢市長町1丁目5番30号 社会福祉法人聖霊病院	指定平成18年7月11日
書跡	たいらのいえしげひつくまのりかいし 平家重筆熊野類懷紙	1幅	金沢市本多町3丁目2番29号 金沢市立中村記念美術館	指定平成19年3月12日
書跡	ふじわらのしげすけひつくまのりかいし 藤原重輔筆熊野類懷紙	1幅	金沢市本多町3丁目2番29号 金沢市立中村記念美術館	指定平成19年3月12日

を

建造物	せいれいびょういんせいどう 聖霊病院聖堂	1棟	金沢市長町1丁目5番30号 社会福祉法人聖霊病院	指定平成18年7月11日
-----	-------------------------	----	-----------------------------	--------------

に改める。

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した財務事務監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成20年2月1日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹

## 第1 監査の概要

## 1 監査の対象部局及び実施期間

監査の対象部局等		実施期間
都 市 政 策 局	企画調整課、圏域交流課、情報政策課 交通政策部 交通政策課、歩ける環境推進課 歴史遺産保存部 文化財保護課、歴史建造物整備課	平成19年7月5日 } 平成20年1月25日
総 務 局	総務課、文書法制課、職員課、監理課、行政経営課、財政課、税務課、資産税課、市民税課	
福 祉 健 康 局	福祉総務課、長寿福祉課、こども福祉課、障害福祉課、福祉指導監査課 健康推進部 保健衛生課 保健所 地域保健課	
出 納 機 関	会計課	
選挙管理委員会	選挙管理委員会	
議 会 事 務 局	総務課	

## 2 監査を執行した監査委員

山形紘一、中島秀雄、宮保喜一、澤飯英樹、中西利雄

なお、中西利雄は平成19年12月18日に退任し、代わって同月19日に宮保喜一が就任した。

## 3 監査の範囲

平成19年度における財務に関する事務（ただし、必要と認められた平成18年度以前の事務を含む。）

## 4 監査の対象項目

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 財産管理に関する事務
- (5) その他必要と認める項目

## 5 監査の方法

財務に関する事務が法令等に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について検査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 第2 監査の結果

財務に関する事務の執行は、監査した範囲においてはおおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を要する事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、軽微な改善事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

## 1 収入に関する事務

## (1) 市税賦課徴収事務

固定資産税土地課税台帳等の整備について、一部に実地調査等の遅れているものが見受けられるので、適正を期す必要がある。

【資産税課】

## (2) 延滞金徴収事務

保育料に係る延滞金の徴収について、過去にも監査で指摘し改善を求めてきたところであるが、未だに延滞金の徴収がなされていないので、負担の公平性を確保するため、早急に適正を期す必要がある。

【こども福祉課】

## 2 財産管理に関する事務

## (1) 損害保険加入事務

建物及び重要物品に係る損害保険の加入又は解約の手続が一部遅延しているので、庁内の連携を密にし適正を期す必要がある。

【総務課】

## 第3 監査結果に添える意見

## 1 収入に関する事務

## (1) 市税賦課徴収事務

税務行政の公平性、正確性を高めるため、賦課事務における調査の徹底、徴収事務における滞納整理の迅速化など、事務体制の充実・強化に一層努めることが望まれる。

【税務課、資産税課、市民税課】

## (2) 市税減免事務

市税及び延滞金の減免について、その取扱基準等を内部要綱で定めているが、税務行政の透明性を高めるため、租税法律主義の原則に準じ条例・規則において基準の明確化を図ることが望まれる。

【税務課、資産税課、市民税課】

## (3) 収納事務

① 母子寡婦福祉資金貸付金の償還について、取扱要領やマニュアルに従い、保証人への請求や法的措置を適切に適用するなど、収納率の向上に一層努めることが望まれる。

【福祉総務課】

② 保育料（一時保育に係るものを含む。）の収納について、私立保育所への収納委託の導入や市立保育所における収納方法を改善し、収納率の向上に一層努めることが望まれる。

【こども福祉課】

## 2 支出に関する事務

## (1) 職員手当

勤務の特殊性に応じて支給される特殊勤務手当について、中核市の状況も参考としながら、引き続き点検・見直しを進めることが望まれる。

【職員課】

## 3 財産管理に関する事務

## (1) 普通財産の管理等

普通財産のうち、道路・緑地等公共の用に活用できるものについては行政財産として活用し、それ以外のものについては民間等へ積極的に売却・有償貸付することが望まれる。

【総務課】

---

## 公 営 企 業 告 示

---

## ●金沢市公営企業告示第1号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成20年2月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

## 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成20年2月1日

## 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域



- (1) 田上本町、田上第5土地区画整理事業地、田上本町土地区画整理事業地及び三池高柳土地区画整理事業地の各一部
  - (2) 堅田町、近岡町、木曳野土地区画整理事業地及び無量寺第2土地区画整理事業地の各一部
  - (3) 福増町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
- (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市浅野本町ホ131番地  
名称 城北水質管理センター
  - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
  - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市下安原町東1301番地  
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

●金沢市公営企業告示第2号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により、事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり告示します。

なお、当該事業計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市公営企業管理者に対して意見を申し出ることができます。

平成20年2月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 事業名  
金沢都市計画下水道事業 金沢市公共下水道事業
- 2 変更に係る予定処理区域  
(1) 臨海処理区の一部  
金沢市大河端町及び大友町の一部
- 3 工事の予定年月日  
昭和37年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 縦覧期間  
平成20年2月1日から同月14日まで
- 5 縦覧場所  
金沢市企業局建設部建設課

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成20年2月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成20年2月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所 在 地
495	白山設備	白山市湊町3号38番地
496	有限会社 南野設備	能美市末信町へ69番地15

金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第6条の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、平成20年1月21日に給水工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成20年2月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所 在 地
365	三洋電機サービス株式会社	金沢市割出町627

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成20年2月1日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成20年2月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

指定番号	商号又は法人名	所 在 地
515	白山設備	白山市湊町3号38番地
516	有限会社 南野設備	能美市末信町へ69番地15

◎正 誤

○平成19年11月12日付け金沢市公報第2570号

頁	箇 所	誤	正
7	上から21行目	藤六町	藤六町 銚子町 上中町 浅川町
	上から22行目	銚子町 太陽が丘1丁目 太陽が丘2丁目 太陽が丘3丁目 上中町 浅川町 末町	末町
	上から29行目	湯谷原町	湯谷原町 太陽が丘1丁目 太陽が丘2丁目 太陽が丘3丁目

平成20年(2008年)2月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成20年(2008年)2月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地	カネモト印刷(株)